

参考条文

参考資料

○土地基本法（平成元年法律第八十四号）〔抄〕

（年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、国土審議会の意見を聴かなければならない。

○国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）〔抄〕

（国土調査事業十箇年計画）

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、平成二十二年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

○国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）〔抄〕

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
<u>土地政策分科会</u>	(略)
	<u>土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条</u>
	(略)
	(略)
	<u>国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）</u>